

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年6月24日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	高山 泰三
副委員長	金子 てるよし
理事	石沢 のりゆき
理事	田中 香澄
理事	田中 としかね
理事	上田 ゆきこ
委員	松平 雄一郎
委員	山田 ひろこ
委員	海津 敦子

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石 英行
----	-------

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
松永 直樹	施設管理部長
川崎 慎一郎	企画課長
菊池 日彦	政策研究担当課長

進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	菅 波 節 子
係 員	平 尾 和 香

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第21号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第22号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第25号 文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約

(2) 理事者報告

- 1) 部分休業等の改正等について

(3) その他

午後 2時36分 開会

○高山委員長 皆さんおそろいいただきましたので、それでは総務区民委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員は、全員出席。理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

○高山委員長 続いて、理事会について。

理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 本日の委員会運営についてです。

まず、付託議案審査が3件、議案第21号及び第22号は、報告事項1が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して審議することといたします。

なお、態度表明については、議案ごとに行うことといたします。

続いて、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問、答弁など簡潔明瞭に行っていただきますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 それでは、付託議案審査3件に入ります。

議案第21号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、以上2件についてです。

こちらは、報告事項1「部分休業等の改正等について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案を受け、一括して審議することといたします。

なお、態度表明については、議案ごとに行うことといたします。

それでは、報告事項1の御説明をお願いいたします。

中川職員課長。

○中川職員課長 それでは、資料第3号に基づきまして、部分休業等の改正等について、御報告申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、必要な措置を講ずるものでございます。

改正等の内容については、項番2のとおりですが、本文と併せて、2ページ目、中程にございます、改正後の部分休業等の子の年齢要件についての図も御参照ください。

まず、部分休業の改正についてですが、アに記載のとおり、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1会計年度につき、条例で定める10日相当の時間を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員は、1会計年度ごとに、いずれかの形態を選択することができることといたします。

なお、現行の部分休業、いわゆる第1号部分休業について、「勤務時間の始めと終わり」

にのみ取得可能としている要件を、本改正により削除いたします。

また、1ページ目下段のイについてですが、部分休業の対象となる会計年度任用職員が養育する子の年齢要件の上限を、「3歳に達する日まで」から、正規職員と同様の「満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に引き上げます。

次に、2ページを御覧ください。

子育て部分休暇及び子の看護等休暇の改正についてになりますが、子育て部分休暇について、部分休業の改正内容を踏まえ、1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1会計年度につき、条例で定める10日相当の時間を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員は、いずれかの形態を選択することができることといたします。

次に、子育て部分休暇の対象となる会計年度任用職員が養育する子の年齢要件の上限について、部分休業の改正内容を踏まえ、「満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から、正規職員と同様の「満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に引き上げます。

次に、子育て部分休暇及び子の看護等休暇に係る子の年齢要件の上限について、障害等のある子を養育するためのこれらの休暇取得の場合にあつては、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」とする特例を導入いたします。

最後に、妊娠、出産等の申出をした職員に対する措置等についてですが、妊娠、出産等の申出をした職員に対して、育児短時間勤務、部分休業等の出生児両立支援制度等を知らせるための措置等を講ずるものでございます。

本制度の改正に当たっては、項番3にございます2つの条例を改正いたします。

施行期日は、令和7年10月1日となります。

説明は以上となります。

○高山委員長 ありがとうございます。

続いて、議案第21号、第22号の提案理由の御説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第21号及び議案第22号につきまして、提案理由等の御説明を申し上げます。

改正の概要等につきましては、先ほど御報告いたしました「部分休業等の改正について」におきまして御説明しておりますので、内容については絞らせて説明をさせていただきます。

初めに、議案第21号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

内容につきましては、総務区民委員会資料第1号を御覧ください。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

2ページ上段を御覧ください。

第15条第1項につきましては、現行の部分休業を第1号部分休業に改め、正規の勤務時間の始め又は終わりとする承認の要件を削除いたします。

続いて、3ページの下段から4ページまでを御覧ください。

第15条の2第1項につきましては、新設する第2号部分休業の承認時間などを定めます。

続いて、4ページ下段から5ページ中段までを御覧ください。

第15条の4につきましては、第2号部分休業の承認時間を、非常勤職員以外の職員にあっては、77時間30分、非常勤職員にあっては、当該非常勤の勤務日1日当たりの平均勤務時間に10を乗じて得た時間を時間とする旨を定めます。

本条例の施行期日につきましては、令和7年10月1日といたします。

また、経過措置として、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業に係る承認時間の上限については、38時間45分、非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た時間を超えない範囲内とする旨を附則に定めます。

続きまして、議案第22号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由の御説明を申し上げます。

内容につきましては、総務区民委員会資料第2号を御覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

主な内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページの下段を御覧ください。

第16条の3の子育て部分休業につきましては、子の要件に、「その他規則で定める当該職員の子」を追加し、1日の勤務時間の一部を承認するとされていた要件について、1日の勤務時間の全部又は一部を承認することに改めます。

続いて、4ページの中段から5ページを御覧ください。

第16条の6につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等

の措置を定めます。

本条例の施行期日につきましては、令和7年10月1日といたします。

以上、議案第21号、第22号につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑ある方、挙手願います。

石沢委員。

○石沢委員 報告事項の部分休業の改正等についてというところで、これまで会計年度任用職員と正規職員との間で取得できる年齢に差があったものが、今回、区独自の措置ということで、これが拡充されて、正規も会計年度も同様の年齢に取ることができるようになったということと、あと、取り方も、1と2でそれぞれ取り方も拡充されたという内容なんですけれども、ちょっとこの改正後の取り方のところで、ちょっと確認したいんですけど、これまで、たしか、改正後のマル1のほうは、会計年度任用職員さんの中でも、例えば短時間の会計年度任用職員さんとか1週間に2日ないし3日とか出勤するような会計年度任用職員さんもいたと思うんですけども、改正後のマル2のほうが今回拡充された中身になっておりますけれども、このマル2の取り方というのは、こうした短時間の会計年度任用職員さん、週に2日ないし3日とか、そういう勤務の会計年度任用職員さんもいるかと思うんですけども、こういった方も取得することができるようになるのかどうかということもちょっと確認をしておきたいと思います。

○高山委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 マル2の第2号部分休業につきましては、会計年度任用職員の勤務時間による制約はございませんので、短い勤務時間の方でも取得することは可能というふうになります。

○高山委員長 それでは、よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明、まず議案第21号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第21号は、部分休業制度の拡充ということになるわけですが、こうすることによって、お子さんを持つ御父母の方、これまでは勤務時間の最初と最後のところで部分的に休暇を、部分休暇を取っていたわけ、それが1日のスパンの中で、フレキシブルに

少し対応できるようになったよという点では、非常に、やはり子どもの成長により近くで寄り添ってあげられる、いう機会というのが、余計増やしてあげることになったのかなというふうに思って、非常にいいことだなと思いました。

ただ1点、気をつけていただきたいなというふうに思うのは、例えば、同じ部署内で、この部分休業を取る人と取らない人がいたりして、業務の負荷に差が出ると、不公平感を生む可能性があるとか、それからあと、部分休業ありきの人事評価だったりとか、配慮がいき過ぎると、職場内の摩擦につながるというおそれもあるかなというふうに思います。

そういった意味では、その辺は所属長や課においてしっかりと配慮しながら、この制度を活用していただけたらいいのかなというふうに思っておりますので、自民党は、議案第21号について、賛成をさせていただきます。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案21号は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児、介護休業法の改正に対応し、職員の部分休業制度の拡充等を行うもので、以下の点から賛成したいと思います。

まず、令和7年4月1日の施行分の改正については、既に令和6年11月定例議会において議決済みであります。その際の総務区民委員会では、正規職員と会計年度任用職員の制度の対象となる子の年齢に差がある点や、障害児を育てる場合の特例について、他区での整備事例を紹介する意見があり、区に対して、さらなる制度の拡充を求める声が上がっておりました。

このたび、資料第3号、2号、(2)法定事項外に、分かりやすい図で示されているとおり、これらの点について、文京区としても改善が図られております。具体的には、会計年度任用職員についても対象年齢の上限を、部分休業については満6歳まで、子育て部分休暇については満12歳まで引上げ、正規職員と同等の取扱いをしています。

さらに、障害のある子を養育する場合には、子の看護休暇について、18歳まで取得可能とする特例も導入されました。これらは――あ、この子育て部分休暇についても、これらは、特別区人事・厚生事務組合での検討や総務区民委員会での議論を踏まえて実現した、区独自の前向きな対応と評価をいたします。

次に、令和7年10月1日施行分の法定義務への対応についてです。

資料第3号、2の(1)の法定事項にあるとおり、改正育児休業法に基づき、より柔軟な働き方を可能とする制度が新設されました。従来は、1日当たり2時間以内、30分単位で取得する第1号部分休業のみが認められていましたが、今回新たに、年間10日相当、77時間30分

以内を上限とし、1時間単位で取得可能な2号部分休業が設けられました。この新制度は、職員が2つの取得方式から会計年度ごとに選択できる仕組みとなっており、家庭状況や業務との調整に応じた柔軟な対応が可能です。

また、これまであった就業時に限るといった時間的制限も撤廃され、取得しやすさと制度運用の実効性が大きく向上すると期待されます。

これらの制度改正により、育児と就労の両立を支援する職場環境が一層整備され、職員の働きがいや定着率の向上、さらには組織としての持続可能性の確保にも寄与するものと考えます。

以上の理由から、政策チームAGORAは、議案第21号に賛成をいたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、議案第21号、賛成いたします。

ただ、申し添えたいことは、柔軟な働き方を実現するための措置とはいえ、そのところで、当事者の業務内容によっては選択できないような場合もあるかと思しますので、そこを十分に考慮していただくことと、やはりそのところ、申し出るというときに、きちっと申し出やすい環境、そして忖度しない話し方ができるような環境整備というものは非常に重要になってくると思しますので、そこを併せて要望いたしまして、区民が主役の会、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第21号、公明党は賛成いたします。

改正後の部分休業等のこの年齢要件について、分かりやすい資料を作っていただきましたことも感謝申し上げます。また、私たち公明党といたしましても、かねてより子育てと仕事の両立については推進をしてきました。家族介護を行っている方、また子育て世帯はもちろんのこと、子育てを職場・地域・社会で支えていく、こういった体制づくりというのは非常に大きいものと考えております。

また、特にこういった制度を躊躇なく活用していただきたいと思っている、障害児をお持ちの御家庭、こういった御家庭にもしっかりと光を当てて、仕事と育児の両立支援、しっかりと進めていただきたい、このことも期待をして、公明党として賛成いたします。

○高山委員長 共産党さん。

○石沢委員 議案第21号についてですけれども、今回、会計年度任用職員と正規職員との休暇を取れる子の年齢の差をなくすということと、あとそれから、短時間勤務の会計年度任用職

員さんについても、改正後は、1会計年度につき、10日相当の範囲内でこうした部分休業が取得できるという、そういう改正内容になっているということで、差をなくしたということと、こういった拡充がされたということについて、私たちとしては異論がないので、賛成をいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第21号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって本案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第22号について、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

（「これは、質疑ない……」「一括」と言う人あり）

○高山委員長 質疑、一括で終わったんですけど。

（「あ、ごめんなさい。私が……」と言う人あり）

○高山委員長 では、日本共産党さん。

（「駄目、今から。質疑したいです。ごめんなさい、私、これ漏らしちゃって申し訳ないんですけど、21と22は別だと……」と言う人あり）

○高山委員長 では、手短にお願いします。

海津委員。

○海津委員 すみません、申し訳ございません。

今回、非常に、22号のほうもよかったと思っているんですけども、ただ、介護が、やはり家族が前提になってしまっただけではないと思うんですね。そこからすると、18歳までの場合ですと、障害児の場合、放デイ等で仕事を、休暇等も取れるということと含めて、離職することなく、働き続けられる放デイという仕組みで預けたりとかするんですけど、今、よく言われている、18歳の壁と言われるところで、なかなか、この21も22もそうですけど、そこで働き方が合ったとしても、なかなか離職に追い込まれる、追い込まれないようなことというのは非常に重要になってくると思うんですけども、そのあたり、区としてはどのように御検討というか、考えていらっしゃるのか、まずお聞きしたいと思います。

○高山委員長 ほか、あるんだったら、もうまとめて聞いてください。

○海津委員 それからあと、先ほども21号のところでも申し上げましたけど、障害児特例も設けていただいてよかったと思うんですけど、やはり現状の困りごととか、そうしたものを話し

ていくというのは、実はなかなか難しいことなんですよね。直属の上司に話すということが、本当にハードルとしてどうなのか。その人との人間関係もあると思いますので、そのあたりどのようにしていくのかということ。

それから、職種によっては、今回、出てきた、短時間なんかでもそうですけれども、テレワーク等も可能になってくるわけなんですよね。そうすると、テレワーク等に関しては、今、入っている職種とすると、テレワークが難しかった場合なんかは、そこは当然配置換えということも視野に入れていくのかということ。

そして、もう一点としましては、やはりこれというのが、今回、育児介護法の、支援法の改正で、300人以上の事業者には義務付けられてきたというところなので、今回のものが、こういうことが法律が改正されてきたんだ、障害のある子だけじゃないですよ、様々な御家庭がこうしたものを活用しながら、より選択肢が増えたということを、どう周知して、区民が文京区の例を見ながら、理解を進めていくかということも非常に重要だと思うんですね。そのあたりは、どのように工夫をなさっていくかということもお聞きしたいと思います。

○高山委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 最初の18歳の壁と言われている、18歳を超える障害児のいる職員に対してというところでお話ししますと、今回、報告させていただいているのは、育児期の両立支援制度ということになってくるので、そういったスキームではなくて、あくまで仕事と介護との両立という視点で考えていく必要があるというふうに認識はしております。

区の職員に対しては、今現在ですと、介護休暇制度であったりとか、介護時間の制度、こういったものがございますが、1つ、この中で課題といいますか、こういった制度が導入された当初というのは、どちらかといえば、職員の親御さんとかというところで、主に高齢者を想定しているというところがございます。なので、今後は、そういった子ども世代も含めた、幅広い世代が利用する制度ということで、職員のほうでもきちんと認識ができるように、こちらでも基準とか手引とか、そういったものを見直しを図っていきたいというふうに考えております。

あと、テレワークの点でございますけれども、今、文京区のほうでは、育児とか介護、そういった要因のある職員については、おのずとテレワークの必要性が高くなるということは想定しておりまして、ほかの職員に比べて、利用する目安というのを高めに設定しているところでございます。

今、人事異動、配置換えというお話もありましたが、その人事異動においては、所属長の

ヒアリングの内容等を踏まえて、テレワークの利用意向、そういったことも含めて、職員本人への配慮というところには努めていきたいと思えます。

最後に、どう周知していくのかというところなんですけれども、職員課として周知をするという視点で申し上げますと、あくまで職員、その採用とか、あるいはもう内定をしている方とか、そういうところが外にターゲットになるかなと思っております。

当然ですけれども、今、民間、公務、問わず、優秀な人材の確保は課題となっているところで、仕事の内容だけじゃなくて、そうした充実した休暇制度を含めた働きやすさ、こういったことをPRしていくということは必要だと考えております。

現在、特別区の人事委員会のほうでも、受験者が各区の情報を横断的に閲覧できるような環境整備というところを進めているという話も聞いているので、私どもとしても、受験者あるいは内定者、そういった方たちに対する周知ということも考えていかなければいけないかなというふうには考えてございます。

○高山委員長 川崎課長。

○川崎企画課長 区としてというところでございますけれども、先日の厚生委員会でも報告と議論ございましたけれども、区としても、障害者サービスの18歳の壁というのは承知をしているというところでございます。

今般、今年度実施する実態調査の中で、新規の調査項目として、福祉施設の利用の困りごとというところで調査して、実態把握に努めていくというところでは聞いています。

○高山委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。ぜひ、18歳の壁を超えて、家族介護が前提にならないように、この休暇とかを取るだけではなくて、きちっと外の世界で、その当事者の方が過ごせるという環境整備をお願いしたいと思います。

それから、今回の改正で、不登校の家庭においても、これが家族介護というものが可能になるケースも出てくるはずなんです。なので、そこはそのカウントという、今先ほど課長のほうからおっしゃっていた、高齢者だったのが、子ども世代までも広がったというところで、この介護のところの休暇をどういうときに使えるようになるのかということを理解することによって、より活用も図られると思えますので、その辺の分かりやすさをぜひよろしくをお願いしたいと思います。

終わりです。

○高山委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議案第22号ですけれども、出生児の両立支援制度及び育児期両立支援制度に係る規定整備ということで、そういった制度を周知徹底して取りやすくなるような環境整備をということの条例の規定整備ということで、必要な改正だというふうに考えますので、日本共産党文京区議団は賛成をいたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 22号ですけれども、21号の際にも申しました意見を付しまして、公明党、賛成いたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、議案第22号は賛成いたします。

仕事と介護の両立というところが、高齢者から子ども世代へと確実に広がってございますので、そこの周知が、文京区役所内だけではなく、区民全体に広がるように要望いたしまして、賛成いたします。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案22号は、令和7年10月施行の育児・介護休業法の改正に伴い、職員が妊娠、出産の申出を行った際や、3歳未満の子を養育している場合に、任免権者が個別の意向を聴取し、必要な配慮を行うことを制度化するものです。令和7年4月には、介護離職防止を目的とした個別の周知及び意向確認に関する制度整備が既に行われており、この条例はその育児版と言えるもので、両立支援の対象を広げる重要な一歩と言えます。

区においては、これまでも子育てハンドブックによる制度周知や、所属長による意向確認などの取組が行われてきたとのことですが、制度化によって、こうした対応が全庁的に徹底され、制度の確実な活用が促進されることが期待されます。

また、今回の改正により、妊娠・出産・育児に関する支援制度の内容や活用について、対象職員への周知と意向確認が明文化されることで、制度を知らなかったために利用できなかったといった情報格差の防止につながる点も意義深いです。

さらに、意向確認は、単なる形式的なヒアリングではなく、先ほど海津委員もおっしゃったように、子どもの心身の状況や家庭の事情を踏まえた上で、必要な配慮を行うことが任命権者に義務付けられており、より実効性のある支援が可能となります。妊娠・出産期におけ

る不安の軽減や育児休業制度の円滑な活用は、職員の離職防止や人材確保の観点からも極めて重要と考えます。

この改正は、単なる制度整備にとどまらず、職場全体の理解と支援の文化を醸成する契機となるものと評価し、賛成をいたします。

○高山委員長 自由民主党さん。

○山田委員 こちらの議案第22号は、任免権者のことを言っていると思います。任命権者については、やはり業務の継続と職員の育児支援という両立を図る立場にあります。先ほども21号でも申し添えましたように、運用に不公平感がないように、制度の趣旨に沿った柔軟かつ公平な運用がされることを、意見を付しまして、自民党は賛成とさせていただきます。

○高山委員長 それでは、議案第22号の審査結果を御報告いたします。

賛成が8、反対がゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第25号です。

提案理由の御説明をお願いします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第25号、文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データ(2)の21ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る5月16日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金4億2,694万3,000円でございます。

契約の相手方は、関電工・小嶋・エスワイ建設共同企業体。構成員の代表者は、東京都港区芝浦四丁目8番33号、株式会社関電工、取締役社長、田母神博文。ほかの構成員は、東京都文京区千駄木二丁目46番4号、小嶋電工株式会社、代表取締役、小嶋守。東京都文京区湯島四丁目1番12号、株式会社エスワイ電気商会、代表取締役、鈴木恒治でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの22ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○高山委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、挙手願います。

上田委員。

○上田委員 まず初めに、財源について伺います。

今回のシステム天井におけるLED化工事については、令和7年度当初予算において、債務負担行為を含め既に議決されており、費用は当初時点では一般財源で立てられていると思います。一方、令和6年度に実施されたシビックセンター特定天井の改修では、LED化部分が一部、財政調整交付金の算定対象となったと伺っておりますけれども、状況をお聞かせください。

また、今回の工事においても、同様に財調算定される見込みがあるのか。加えて、今後の同種の整備においても、財調算定を期待してよいのか。現時点での見通しを伺います。

次に、区有施設等におけるLED化の計画について、伺います。

御存じのように、2027年には蛍光灯の製造が終了することから、区有施設でも計画的なLED化の完了を目指す必要があります。効率的な進行のためには、施設の特性や立地に応じたグルーピングや工事の優先順位の整理が重要であります。

また、全国的にLED化が同時に進むことで、需要の集中や部材の不足といったリスクも想定されるため、早期の施工や計画策定が求められます。

予算委員会等でも議論がありましたが、改めて区の最新のLED化の進捗状況を確認したところ、学校施設については、快適化工事と併せて進められており、普通教室や体育館は令和8年度、階段等の管理部分については8年度から着手し、9年度末までに完了予定とのことです。

また、区道の街路灯は、LED化率が現在約85%で、蛍光灯の寿命に応じて令和10年頃には100%完了を目指すとのこと。公園灯については、既に85%が完了し、令和8年度には全面的にLED化が完了する見込みと伺っております。

LED照明は長寿命で、これまで毎年かかっていた蛍光灯の交換費用や電気代の削減にもつながるため、早期の導入には大きな意義があります。

先月、整備技術課において、区有56施設の調査が実施され、現在、取りまとめ中とのことですが、今年度中に集約を完了し、できる限り前倒しで着手しつつ、数年かけて改修を進

めていきたいとお聞きしています。

以上を踏まえ、区有施設のLED化について、現時点での進め方と見直しを確認させていただきます。

○高山委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、今回の工事費の財調算定の見込みになりますけれども、7年度の財調交付金における普通交付金につきましては、財調協議の中で、75項目の基準財政需要額の見直しが行われております。この中では、新たに公共施設のLED切替え事業費の項目が新規項目として追加されておりますので、こちらに基づきまして、人口比の割合で一定の財源が確保できると。

それから、今後、同種の整備費についても、同じく財源が見込めるものと考えております。

それからあと、これに先行しまして、6年度の実施経費につきましては、特別交付金で申請をしていたんですが、普通交付金で新規算定されるということで、都のほうで、今回、6年度、年度末に行われる再調整という中で、普通交付金の中で約1億円がもう既に交付額として内示されている形となっております。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 委員御質問のとおり、今年度、整備技術課で、LED化工事のための図面作成委託を実施しております。その結果をもちまして、年度ごとの計画を立て、全施設を計画的にLED化していくと聞いております。

また、シビックセンターのシステム天井以外のLED化の基本的な方針は、今後、実施いたします執務フロア改修工事の中で実施していく予定でございます。

実施方法につきましては、区有施設に関しまして、リース方式や工事方式など、両者のメリットを比較しまして、区内業者や関係部署とも調整しながら進めていきたいと考えております。

○高山委員長 上田委員。

○上田委員 リース方式や工事方式もというふうなお話がありましたけれども、なるべく税金を使わないように、なるべく効率的にLED化を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 契約額は、ここに出ているように、4億2,690万ということなんですけれども、当初の改修計画上は、この部分については、これ税込みで今の数字が出ているので、比

較できるようにすると、改修計画上幾らだったのかというのが、まず1点、確認したいというのが質問です。

それから、LEDにするということで、今も質問がありましたけれども、そうすると電力についてはどれぐらい下がるのかということも、金額なども含めて確認したいんですけども、そうすると、年間シビックの維持費というのは、いつも予算・決算に出てくる数字だけ見ると、このところ少しずつじわじわ上がっていて、年間15億という年も直近ではあったかなと思うんですね。従前は、年間12億円ぐらいという中で推移していたんですけども、全体としてどれぐらい圧縮するのかという見通しもお聞きしたい。

ただ、LEDにすると、蛍光管を作らなくなっちゃうのでしようがないでしょうというのはあると思うんですが、LEDの寿命というのはどれぐらいですか。何かよく10年ぐらいとかっていうんですかね。そうすると、その次の更新時というのも、また一気に換えるときがくるんだというふうに思うんですけども、それはどういうふうになるのかというのを、見通しを聞いておきたいというふうに思います。

それから、今回の契約額の4億2,600万ということですけども、前回はエレベーターのときにお聞きしましたけれども、直接工事費という点でいくと、この内額としてどれぐらいの規模になるのか。まず、ちょっと内容について、そういうことで確認したいと思います。

○高山委員長 保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 まず、1点目の当時の改修基本計画での概算工事費でございますが、税込みで2億6,400万ほど見込んでおりました。

2点目におきましては、電力がどのくらい下がるのかということでございますが、LED化に伴い、年間の電気代に関しましては、計算上では718万円ほど下がる予定となります。これは、LED化を図ることによりまして、73%の電力消費量が削減となります。

3点目のLEDの寿命でございますが、約4万時間となります。LEDは、徐々に暗くなっていきますので、照度が70%になるまでの時間を寿命と定義しております。年数で換算しますと、16年から17年ほどの寿命となります。

そして、4点目の更新でございますが、16年から17年後に、またランプが切れるという状況になりますが、これに間ましては、約4,000万から5,000万円ほどランプの交換にかかる想定しております。

そして、5点目の直接工事費の内訳でございますが、LED照明工事に関しましては、直接工事費で2億2,600万円、非常用照明に関しましては2,000万円、センサー設置工事に関し

ましては860万円、その他清掃、養生発生処分費など含めまして、トータルの直接工事費としましては、2億8,430万円ほどとなります。

○高山委員長 金子副委員長

○金子副委員長 ちょっと最初の、計画上2億6,400万円だったということなんですけど、そうすると、これ2017年に立てた計画なので、今回の契約額の4億2,600万、倍までいかないけど、2億円弱上がっているというふうに、これがこの間の高騰分という、全体としてはです、そういう理解になるんですか。

○高山委員長 保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 高騰率に関しましては、約62%高騰しております。この要因としましては、3点ほど挙げられまして、半導体不足などに起因いたします照明器具の高騰、これが平成28年度に比べまして約40%ほど高騰しております。

また、労務単価の高騰としまして、国土交通省などが公表しております労務単価におきましても、約40%ほど高騰しております。

最後に、3点目でございますが、国土交通省の公共建築工事標準積算基準の共通費の割合が増したことが要因でございます。共通費に関しましても、1.1倍から1.2倍程度になっておりまして、単純に1.4倍掛ける1.2倍を乗じますと1.68となりまして、おおむね高騰率と乖離がないと認識しております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、ちょっとこの機会に聞いておきますけど、174億円というふうに概算で2017年度に出した数字がありますけれども、全体像については、今、62%、これ照明の器具でということの、アップ率がね、そういうふうに詳細にどうか、説明できるようになっているわけですか。174億円全体については、どのようになるんですか。

○高山委員長 保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 これ照明器具に関してという認識でございまして、それ以外のものに関しては、これ以上高騰しているものもあつたり、逆に6割にも高騰率が満たないものがございますので、この概算工事費に関しましては、今年度、シビックセンター改修基本計画の見直しを行ってございまして、概算工事費や工事の工程、工事工期などを、今後の総務区民委員会でお示し、御報告したいと考えております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それを待ちますって、いつ頃なんですかね。半期で、5年で出すと言

っていたのが、もうここまで来ている話なので、もっと早く出すべきだというふうに言うておきたいと思えますけれども、いつ頃、9月とか、7月も通年議会あるわけで、7月の通年議会の中でやっぱり報告すべきだと思う。一刻も早く、金額面についてはね。それちょっとめど、私は7月と言うておきますけれども、後で答弁、まとめていただきたい。

それで、ちょっと契約について聞いておきますが、今回この落札した入札結果調書については、確認をしているところなんですけれども、1回目の入札は、1社のみ申込みで、予定価格で合わないで不調になって、再公告したという経過をお聞きしました。それで、1回目の入札が不調だったときの予定価格というのは幾らだったのかということ。

それから、最終的には、いわゆる不落随契という形で、2回目の入札は整ったというか、整えたということだというふうに思うんですけれども、こういう形で、1回目の入札については、1社入札で、予定価格オーバーだと、再公告という手順になり、2回目については、やっぱり1社応募というか、1社入札で、これは自治法に基づいて話をやって、予定価格に収まれば契約するという手順になる、一般論としてね。

これ1回目と2回目については、1回目は、そうすると競争性はあまり働いてないので、もう一回やり直そうということになり、2回目については、1社でも、これ競争性が働いたという、よくお聞きする答弁になるんですけれども、その違いというのは、どういう説明になるのか、聞いておきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○高山委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、今回の件につきまして、1回目につきましては、実は実際の金額の入札での不調ではなく、今、委員からも少しお話がありましたように、実際公告を行いました、参加の事業者、今回はJVですけれども、参加の事業者、JVを募集した際に、応募した企業が1企業体しかなかったことによりまして、当初の入札におきまして、この1社しか応募がなかったことによりまして、やはり競争性の課題もありますので、これについては、入札不調という運用をしておるところでございます。

したがって、予定価格につきましては、1回目につきましても、2回目と同様に、税込みで4億2,694万3,000円を想定していたものでございます。

今回は、その後、再度の公告を行いました、再度の公告の際には、結果的には1企業体のみの応募ではあったんですけれども、これも、区としての運用におきまして、再度公告を行ったというところを踏まえまして、2回目については、これで不調とせず、最後まで入札手続を行うという運用を行っておりますので、こういった結果になったものでございます。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、1回目と2回目の予定価格は変わってないということなんですけれども、ごめんなさい、当初の入札というのは、札入れというか、価格提示というんですかね、それはやったということなんですか、やらなかったということなんですか、どちらなんですか。

○高山委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 1回目につきましては、いわゆる価格の提示の段階の一步前の段階で、最初に、これは2月に入札公告をしまして、その内容を御覧になって、まずは入札に参加したい場合は御応募くださいということで、応募を待ちました結果、1事業者からしか応募がなかったので、その具体的な金額を確認する前の段階で不調としたものでございます。

○高山委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 副委員長御指摘のシビックセンター改修工事の概算工事費、いつ出せるかということでございますが、現在、精査しております、予定としましては令和8年2月の総務区民委員会でお示し、御報告したいと考えております。

○高山委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 いや、それはね、今、令和7年度、だから年度末でしょう、それはないですよ。それは遅すぎると。遅きに失したというふうになるわけで、それはもう何年も前から、5年でやりますと、6年目、7年目に入って、年度末ってそれはないですよ。だから、ちょっとこの後の態度表明をやるんだけど、これは通年議会をやっている議会においては、もう新年度、これ始まって、7月まで来ているわけですよ。今の数字ね、今回の照明のLED化というところで、そういうふうに単価がどうのこうのということで説明できるような部分も出てきていると。これ全体像については、全体のコンサルも入れてやっているやつなんだから、こんなのはこの年度の年度末なんていうことは到底認められません。多額の税金を投入する、このシビックセンター改修において、説明責任が問われているのは、何度もこの委員会で指摘をしてきたことであって、今のスケジュールについての答弁は全く認められないと。早期に7月、遅くても9月の議会には示すべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

○高山委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○松平委員 自由民主党、議案第25号、賛成をいたします。

蛍光灯の製造と輸出入の全面的な禁止が2年後に迫っております。このシビックセンターのシステム天井部分の照明器具に関しても、速やかにLED化工事を進めていただきたいと思います。

○高山委員長 AGORAさん。

○上田委員 議案25号は、シビックセンターの4階から26階にかけて設置されたシステム天井の照明器具及び非常照明器具をLEDに更新し、併せて自動調光センサーを新設するものです。

まず、契約に至るまでの経緯については、2月の公告で不調になって、3月の再公告後も応募は1JVのみでしたけれども、2度の入札と価格交渉を経て、予定価格内での契約に至っており、随意契約になった手続にも妥当性が認められます。

施工面では、Tバー方式のシステム天井を採用しており、天井パネルの取り外しが容易で、照明器具の更新がしやすく、短工期かつ省施工で対応が可能です。工事は土日・祝日の昼間に行われる予定のため、平日の庁舎業務には支障がなく、支障が出るとしてもごく一部にとどまる見込みと伺っております。

経済的な効果としては、LED化により年間約720万円の電気代削減が見込まれるほか、寿命が4万時間と長いLED照明により、これまで年間約125万円かかっていた蛍光灯の交換費用も削減されます。

さらに、自動調光センサーの導入により、太陽光を有効活用しながら、机上照度基準750ルクスを維持し、電力使用量を追加で約10%削減できることから、全体で約73%の電力削減効果が期待できると伺っております。

今回の整備は、庁舎の約半分が対象であり、会議室やトイレなどの残りの部分については、将来的なレイアウト変更や設備更新に合わせた施工が予定されていると先ほども確認をいたしました。

また、国際的には、先ほどもお話ししたように、2027年までに水銀を含む蛍光灯の製造・輸出入が終了するので、2030年までにLED化というふうに政府目標があります。今回の整備は必要なものであるというふうに言えます。

また、区は、区有施設56施設の調査を行い、図面の整備について、今年度中に成果物をまとめて、計画的にLED化を進める方針であること、今回の工事についても、一部が財政調整交付金の算定対象とされる見込みであることが確認されたことから、財源の確保の見通しが一定立っている点も評価できます。

以上の理由から、経済性、施工性、環境負荷軽減のいずれの観点からもいいと思うので、賛成をいたします。

○高山委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役の会としましては、議案25号、賛成いたします。

ただし、これが何に基づいて計画されたのか。当然、これは総合戦略や文京区環境基本計画に基づく、から連動して、文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画にひもづけられてつくられているものだと思うんですね。なので、やはりここがきちっと、何のために、どういう計画からこれが実行されて、ここが確実に、計画をつくったら終わりではなくて、文京区がどのように実行しているかということが分かるように、区民に分かるようにも議会に御説明、どこの計画とひもづいているものかも分かるような形で、今後やっていっていただきたいと思います。

環境負荷低減に向けた取組の一つとして、このLED等の交換というのはやられていることがはっきり書かれていますので、そうした計画が着実に実行されているということ、予算も含めて提示いただくのが区民への理解が深まる場所だと思いますので、そこを申し添えて、区民が主役の会、議案25号、賛成いたします。

○高山委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第25号、賛成いたします。

シビックセンターの照明のLED化の更新についてでございます。整備目標に伴うものもありますし、LED化による省エネ、CO2削減の効果があるということも確認できました。契約についても、入札がかなわず、随契になった経緯も理解をいたしました。

公明党といたしまして、しっかりと計画的に実行していただきたいことをお願い申し上げます。賛成いたします。

○高山委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案25号ですけれども、私たち、シビック改修計画については、様々に質疑してきた経過があります。その中で、照明器具のLED化の部分程度であれば、これは早くやったらどうかというふうに来てきた一つの部分なんですね。だから、この議案については、賛成したいというふうに思います。

ただ、先ほど言ったように、全体の計画の一環なんです。だから、もう半期5年のところで、改修計画の概算費用なども含めて、当然、精査してお示しすると言ったのが、施設管理部長のかつての答弁で、これ2017年だから、18、19、20、21、22、23、24、25、7年目か、

で、もう7年目が終わる、8年目が始まる寸前に報告するなんていうのは、全く説明責任を欠くという問題は厳然としてあるわけですね。

だから、今日、これ賛成しますからね、先ほど言ったように、早く説明すると。従前から言っているように、この部分についてだけ説明会をやるというわけじゃないけれども、区民説明会も絶対やるべきだと。税金の執行としては、説明責任というのは命みたいな話でね、全体ですとするですよ、今の、これだけだって62%アップしていくことだって、もっと明瞭に区民に説明されるべきなんですよ。

だから、何かそう言っていると、反対するんですかという話になるんだけど、そうじゃなくて、これについては、電力代、それから上田さんの質疑で分かったけど、蛍光管の取替え費用も125万円も浮くというわけだからね、それが16年後に比較してどうなのかということも、何か計算したくなるわけですけども、そういう点で、低減効果もですね、だから、年間12億円のシビックの維持費12億円と見てもですね、もともとの、1%切るわけですよ、0.7%ぐらいということですね。だから、そういう効果でどうなのかというのは、区民にきちっと示すということが極めて、引き続き求められるという意見については、厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。

○高山委員長 それでは、議案第25号の審査結果を御報告申し上げます。

賛成が8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたしました。

○高山委員長 その他です。

本会議での委員会報告についてです。

文案の作成については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 委員会記録についてです。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○高山委員長 それでは、以上で総務区民委員会を閉会といたします。

なお、委員長報告文案の確認を行いますので、第2委員会のほうにお集まりください。

午後 3時29分 閉会